

つどいNews

No.6

子育て保育のつどい終了しました

よいお天気に恵まれ、保育のつどいは無事終了致しました。総参加者数は189名、分科会の参加は125名でした。

場所がわかりにくかったとのことで、開始時刻が遅くなってしまいました。看板などあちこちに立てていたのですが、それでもやはり、広い大学構内ということもあって、わかりにくかったようです。また、会場が2つに分かれてしまったことも、要因のようです。今後は、同じ会場で開催できるよう、まず場所を第一に考えなければと思います。

さて、午前部の部、7つの分科会では、それぞれのテーマにそって有意義な分科会になったようです。

午後の部。坪井節子氏の講演は、たくさんの事例報告からはじまり、ご自身の体験を交えて、現代の。

講演の開始に先立ち、午前部の分科会で二つの認可保育園誕生の報告がなされました。無認可共同保育所「やまのこ保育園」が認可、また、ちどり保育園が姉妹園として玄海町に認可保育園を誕生させることとなりました。

午後は、七つの会場に分かれて、各分科会が開催されました。約二時間の時間をどの分科会も有意義に過ごすことができたようです。

参加された方々にとって、なにか得るものがあるつどいであったことを切に願っています。

子どもは大人のパートナー —弁護士お母さんの子育て新発見—

講師：弁護士 坪井節子氏

講演内容：

1. 子どもの人権救済センターでの相談、支援活動
 - ・学校内でのいじめ、体罰、懲戒処分、不登校、家庭内虐待

- ・非行少年の付添人活動・児童養護施設内での人権問題・子ども買春問題
2. 子どもたちはどのように苦しみ、どのように人間としての尊厳を回復していくのか
 - ・具体的な例(いじめで自殺をはかった少年の言葉、性虐待を受けた少女の回復、虐待、養育放棄、過干渉などを受けて育った子どもたちの少年犯罪)
 3. 人間の尊厳～人権～とは何か
 - 「ありのまま生きていていいんだ」という**確信**
 - 「私は私の人生の主人公。私のことは私が選び、私が責任をとる」という**覚悟**
 - 「ひとりではない。一緒に歩いてくれる人がいる」という人間への**信頼**
 4. 子どもの権利条約が提起する子ども観
 - 『子どもは尊厳を有するひとりの人間であり、尊厳を守るための権利の主体である』
 - ・生きる権利、成長発達する権利、自由を保持する権利、虐待、搾取されない権利、遊び、休息する権利、学ぶ権利、数々の困難な抱えた子どもが人間の尊厳を回復する権利
 5. 子どもの人権保障をどう実践するのか
 - 『子どもとおとなは、対等かつ全面的なパートナーである』
 - 「少年非行の防止に関する国連ガイドライン」からの学び
 - ・幼児期からの人格の尊重
 - ・バランスのとれた成長発達の確保
 - ・社会の重要な構成員として社会を支えるための有意義な参加
 6. 家庭におけるパートナーシップの実現をめざして
 7. 保育の場での子どもの権利保障
 - 子どもの権利擁護の場としての保育園
 - ・成長発達権の保障 親に育ててもらふ権利の補完
 - ・虐待されない権利を守るために

—配布用のレジメつきアンケートもあります 問い合わせは保育センターまで—

次回第6回実行委員会 11月5日(火) 場所：保育センター

つどいも目前に迫ってきました。実行委員が出席できない場合は代わりの方の出席を必ずお願いします。

◎11月8日に配布資料作成をします。お手伝いいただくと作業が早く終了しますので、実行委員でない方も、どうぞご協力をお願いします。

2002年11月27日発行 福岡県子育て保育のつどい 実行委員会